

補助金申請者用

補助事業の適正な執行についての確認書

不正受給・虚偽報告等への措置

- 不正又は虚偽による受給、報告書等への虚偽の記載は絶対に行わないでください。

補助金の受給後も調査を行い、不正受給や虚偽報告等と認められる場合、補助金の返還を求めます。

- 不正または虚偽の内容により、刑事告発等を行います。

◆ 補助金適正化法による罰則

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金による助成を受けている場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金 適正化法」という。）」の適用を受けます。

なお、不正等により補助金を返還する場合は、原則として返還額の年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

補助金適正化法による罰則（例）

偽り等により補助金の交付を受けたもの	5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
--------------------	-----------------------

県による検査

- 県は必要に応じて事業内容の検査を行っています。
また、国の会計検査院も補助受給者に対する検査を行っています。

関係書類の保管

- 証拠書類（請求書・契約書・領収証等）は整理したうえで保管し、検査等の際に提出を求められた場合には速やかに提出してください。

- これらの書類は補助金交付要綱等により事業完了の翌年度から5年間保存することが義務づけられています。

- 領収証等を紛失した場合でも、支払いの確認が取れない場合は補助金の返還を求めることになります。

交付決定の取消し

- 補助金の交付決定後も調査を行い、不正や虚偽の記載に基づく申請の場合は、交付決定を取消しする場合があります。

会計処理の適正化

- 会計処理に関しては、企業会計原則等に則り、適切に行ってください。

- 補助事業対象施設・設備に対する補助金以外の収入（保険金、共済金、賠償金、売却収入等）がある場合、補助事業の実績報告の際に報告してもらいます。

- 支払いは原則として銀行振込により行うこととし、現金払いは極力避けてください。

上記の記載内容を確認しました。

令和 年 月 日

申請者名称

代表者職氏名

㊟

※ 代表者自身が「自署」してください。
ワープロ書きや判は不可。